



2022年5月13日

各 位

会社名           メディキット株式会社  
代表者名        代表取締役社長 景山 洋二  
                  (コード番号：7749 東証スタンダード市場)  
問合せ先        取締役副社長 管理部門担当 中島 崇  
電話番号        03 - 3839 - 8870

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、定款一部変更について、2022年6月29日開催予定の第39期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、既存業務における顧客ニーズに対応するため、現行定款第2条（目的）について一部変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	2022年6月29日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	2022年6月29日（水）

以 上

【別紙】変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機器及び医薬品の国内及び海外への販売。</li> <li>2. 医療機器及び医薬品の輸出入業務。</li> <li>3. 不動産の賃貸及び管理。</li> <li>4. 駐車場の経営及び管理。</li> <li>5. <u>上記各号に付帯する一切の業務。</u></li> </ol> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機器及び医薬品の国内及び海外への販売。</li> <li>2. 医療機器及び医薬品の輸出入業務。</li> <li>3. 不動産の賃貸及び管理。</li> <li>4. 駐車場の経営及び管理。</li> <li>5. <u>医療機器のレンタル業務。</u></li> <li>6. <u>上記各号に付帯する一切の業務。</u></li> </ol> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	---

以上